



平成の福祉を振り返る

平成の30年間は、社会福祉の分野で多くの改革がなされた。平成元年に、ゴールドプラン（高齢者保険福祉推進10カ年戦略）が策定され、平成9年に介護保険法、平成12年に社会福祉基礎構造改革、平成14年に支援費制度、平成17年に障害者自立支援法（後に障害者総合支援法に改正）、平成24年に子ども・子育て支援新制度、生活困窮者自立支援制度など、福祉の枠組みが大きく変わった。これらの改革では、①措置から契約へ、②選別主義から普遍主義へ、③保護から自立への転換、④国による現金給付から自治体によるサービス給付という4つのパラダイムシフトがなされた。この背景には、平成初期の行財政改革と景気の上昇の中で、少子高齢化による福祉の需要にどう対応していくかという福祉制

度改革が考えられるようになり、高齢者福祉改革へとつながっていく。また、昭和56（1981）年の国際障害者年の頃から「自立」という概念が意識され、自立・自己実現の要請に対して、それまでの措置制度下の法制度では十分に対応できなくなり、それが社会福祉基礎構造改革へとつながっていきののである。社会福祉基礎構造改革における措置から契約への移行は、利用者へのニーズを満たすために、社会福祉法人だけではなく株式会社やNPO法人といった多様な事業者を参入できるようにし、利用者のサービスの選択の保証と、社会福祉事業の自主的な発展のための環境整備を目的とした。本来は、サービスの質を上げるための競争を促すはずであったが、競争原理にあおられて、人件費率を非常に低く抑えるといった、誤った

方向性に向かう例もあった。このように、当初の理念が十分に浸透できず、平成の社会福祉改革は道半ばといえる。様々な改革を経ながらも、地域においては、さまざまな課題を抱えながら社会的に孤立し、適切な支援につなげていない人が数多く存在している。自ら助けを求め、声を出不せない人や出さない人は少なくなく、そうした人びとをどのように支えていくのが課題である。このような状況の中、平成の終わりに、国は「地域共生社会」「我が事・丸ごと」という改革の基本コンセプトを打ち出した。これは、個別の縦割りの制度の中で取り組まれてきた改革を、地域の中で包括的に推進しようというものである。しかし、国が果たさなければならぬ責務を地域に国民に丸投げしないか、注意が必要である。（広報委員 中山）

社会の動き

- 平成23年（2011年）
 - 東日本大震災
- 平成24年（2012年）
 - 東京スカイツリーオープン
 - 100歳以上5万人超
- 平成25年（2013年）
 - いじめ防止対策推進法
- 平成26年（2014年）
 - あべのハルカス開業
 - 消費税5%から8%へ
 - 総人口の4人に1人が65歳以上
 - 日本人男性の平均寿命初の80歳超
 - 御嶽山噴火
- 平成27年（2015年）
 - 若者雇用促進法
 - マイナンバー法
- 平成28年（2016年）
 - 相模原障害者施設殺傷事件
 - 出生数初の100万人割れ
- 平成29年（2017年）
 - プレミアムフライデースタート
 - 外国人技能実習適正化法
- 平成30年（2018年）
 - 民法改正2022年から成人年齢を18歳に
 - 北海道地震
 - 日本に在留する外国人総人口の2%過去最高
- 平成31年（2019年）
 - 4月30日・平成の時代が終わる

福祉の動き

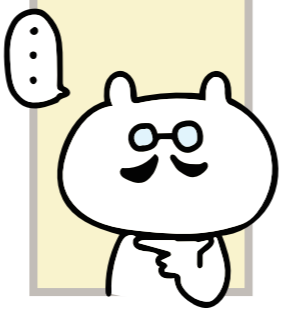
そして新しい時代へ！ みんなでつくる福祉を！

令和

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 障害者総合支援法
- 障害者権利条約批准
- 認定社会福祉士制度開始
- 子ども・子育て支援法
- 生活困窮者自立支援法
- 障害者差別解消法

兵庫県社会福祉士会

- [平成30年] 平成30年7月豪雨災害岡山市及び広島市への災害支援活動
- [平成28年] 熊本地震への支援活動
- [平成26年] 平成26年8月豪雨災害丹波市への災害支援活動
- [平成23年] 東日本大震災での支援活動（宮城県南三陸）～平成24年3月（岩手県大槌町・陸前高田市など）



障害福祉

障害福祉は障害者支援費制度が導入された時から、障害者の日常生活の根幹を大きく変えた。障害者自身がサービスを「選択する『契約』という概念を持ち込み、障害者の意思の尊重に重きを置きましたが、障害者は本当に希望通りの未来を選択しているでしょうか？ 障害者の自己選択による結果を自己責任に押し付けてはいませんか？ 誰の為の支援でしょうか？ 支援の手は届いているのでしょうか？ 何度も改正を繰り返す障害者施策にばかり振り回されず、障害者の声に耳を澄ませましょう。（広報委員・赤木）

子どもの権利条約 障害者権利条約

条約とは国と国の間で交わされた約束であり、お互いの国内の決まりを拘束する取り決めです。私たちの身近な生活に影響する法律が作られるものにもなっています。

平成時代に批准した条約の中から2つ紹介します。

「子どもの権利条約」は、すべての子どもの命と最善の利益が守られるように求めています。また、子どもの意見は尊重され、自由に表明することが保障されなければならぬと定めています。

「障害者の権利条約」は「われわれのことを我々抜きで勝手に決めるな！」というスローガンが象徴するように、自己決定権と参加を保障しています。障害は個人の問題ではなく社会のあり方で発生していると考え、国や自治体主導の配慮を義務付けています。

昨今のニュースを見るときに、日本という国が国際的に「守ります」と約束している条約があることを念頭に考えると、何が正しいのか考える指標になるかもしれませんね。（広報委員・遠藤）

